

# 京都市上京区寺町通鶴山公園界わい地区建築協定

## 建築協定区域

京都市上京区歓喜寺前町，不動前町，桜木町及び鶴山町の各一部

## 運営委員会連絡先

電話 075 - -

※ 確認申請提出前に運営委員会の承諾を受けて下さい。

## 協定内容（協定書より抜粋）

### ■目的

第1条 この協定は、建築基準法第69及びこれに基づく京都市建築協定条例第2条の規定に基づき、第4条第1項に定める建築協定区域（以下「協定区域」という。）内における建築物の用途及び形態に関する基準を定め、社寺などの周辺の町並みに調和した住宅地としての環境を維持増進することを目的とする。

### ■建築物の用途に関する基準

第6条 建築協定区域内の建築物の用途は、次に掲げるものにしてはならない。

- (1) 届出住宅（住宅宿泊事業法第3条第1項の届出に係る住宅）
- (2) 一住戸の専用面積が30平方メートル未満の共同住宅。ただし、住戸の数が15以下であって第8条第1項に定める京都市上京区寺町通鶴山公園界わい地区建築協定運営委員会（以下「委員会」という。）が、環境上支障がないと認めるものを除く。

### ■建築物の形態等に関する基準

第7条 建築協定区域内の建築物の形態等は、次の各号の定める基準に適合しなければならない。

- (1) 建築物の地階を除く階数は、3以下とする。
- (2) 建築物の最高の高さは地盤面から12メートル（塔屋等を含む。）を超えないものとする。

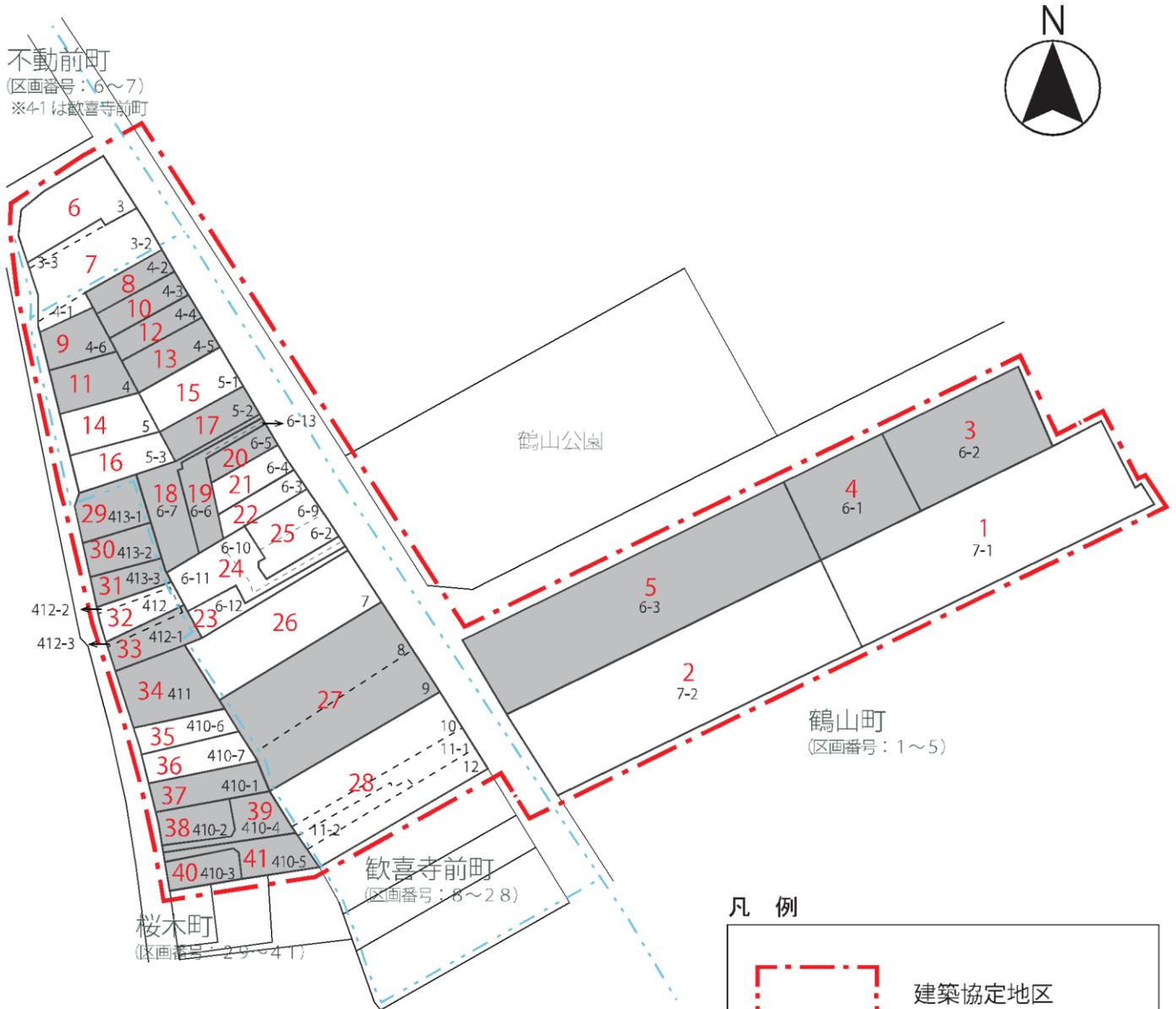
### ■土地の所有者等の届出等

第13条 土地の所有者等は、所有権及び建築物の所有を目的とする地上権又は賃借権を移転するときは、あらかじめ、その旨を委員長に届け出なければならない。

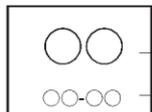


別紙

京都市上京区寺町通鶴山公園界わい地区 建築協定区域図



凡例

	建築協定地区
	建築協定区域 区画番号 地番
	建築協定区域隣接地
	町界線